

基本条例検討特別委員会 討議シート

章	条	見出し	条文	取組状況・運用・条文に関する課題等	検討結果	
	前文		<p>加東市議会は、加東市民によって選出された加東市議会議員により構成される議事機関であり、市長との二元代表制の下、市民の負託にこたえ、加東市の発展と市民福祉の向上を図る使命を有している。</p> <p>地方分権時代を迎え、自治体の自己決定及び自己責任の範囲が拡大しており、議会は討議を通じ、その責務である監視機能及び政策立案機能を強化し充実させることが求められている。また、対話を通じ市民の提案を積極的に受けとめ、市民に開かれた信頼される議会をつくる必要がある。</p> <p>これらの実現を目指し、地方自治法が定める規定の遵守に加え、公正性及び透明性の確保、政策形成への市民参加の推進、積極的な情報公開、市長その他の執行機関との緊張関係の保持、議員間の討議の尊重、議会活動を支える体制整備、議員の資質向上等を図るために、ここにこの条例を制定する。</p>	取組状況	運用・条文に関する課題等	A:現状でよい B:取組で改善する C:条例改正が必要
第1章 総則	第1条	目的	この条例は、二元代表制の下、合議制の機関である議会の役割を明らかにし、市民に身近な議会とするため、並びに議員の活動の活性化及び充実のために必要な議会運営の基本事項を定めることにより、市民の負託に的確にこたえ、市民福祉の向上及び公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。	取組状況	運用・条文に関する課題等	A B C
第2条	議会の活動原則		議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。	取組状況	運用・条文に関する課題等	A B C
		(1)	公正性及び透明性を確保し、市民に開かれた議会を目指すこと。	取組状況	運用・条文に関する課題等	A B C
		(2)	市民を代表する議事機関であることを常に自覚し、市長その他の執行機関及びその補助職員(以下「市長等」という。)の市政運営状況を監視すること。	取組状況	運用・条文に関する課題等	A B C
		(3)	市民の多様な意見を把握して市政に反映させるために、必要な政策を自ら立案し、又は市長等に提案することにより、市民とともにまちづくりの活動に取り組むこと。	取組状況	運用・条文に関する課題等	A B C
		(4)	市民に分かりやすい言葉を用いた説明に努めること。	取組状況	運用・条文に関する課題等	A B C
		(5)	市民に分かりやすい議会運営を行うために、加東市議会委員会条例(平成18年加東市条例第188号)、加東市議会会議規則(平成18年加東市議会規則第1号)及び加東市議会運営基準(平成18年4月7日制定)を継続的に精査し、必要があれば見直すこと。	取組状況	運用・条文に関する課題等	A B C
		(6)	市民の傍聴の意欲を高める議会運営を行うこと。	取組状況	運用・条文に関する課題等	A B C

基本条例検討特別委員会 討議シート

章	条	見出し	条文	取組状況・運用・条文に関する課題等	検討結果	
第2章 議会及び 議員の活 動原則	第3条	議員の活 動原則	議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。	取組状況	運用・条文に関する課題等	A B C
			(1) 議会が言論の府であること及び合議制機関であることを十分認識し、議員間の自由な討議を重んじること。	取組状況	運用・条文に関する課題等	A B C
			(2) 市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研さんによって、市民全体の奉仕者又は代表者としてふさわしい活動をすること。	取組状況	運用・条文に関する課題等	A B C
			(3) 議員発議による積極的な条例提案を行うよう努めること。	取組状況	運用・条文に関する課題等	A B C
			(4) 議会の構成員として、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。	取組状況	運用・条文に関する課題等	A B C
第4条	議長及び 副議長		議長は、議会を公平、公正及び中立の立場で運営しなければならない。	取組状況	運用・条文に関する課題等	A B C
			2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるとき又は議長が欠けたときは、議長の職務を行ふものとする。	取組状況	運用・条文に関する課題等	A B C
			3 議会は、議長及び副議長の選出に当たっては、市民に対して透明性を確保しなければならない。	取組状況	運用・条文に関する課題等	A B C
			4 議会は、前項の選出に当たって、所信の表明を希望する議員に対しては、その機会を与えるものとする。	取組状況	運用・条文に関する課題等	A B C
第5条	会派		議員は、議会活動を行うため、政策集団としての会派を結成することができる。	取組状況	運用・条文に関する課題等	A B C
			議会は、市民に対し積極的にその有する情報を発信し、説明責任を十分果たさなければならない。	取組状況	運用・条文に関する課題等	A B C

基本条例検討特別委員会 討議シート

章	条	見出し	条文	取組状況	運用・条文に関する課題等	検討結果
第3章 市民と議会の関係	第6条	市民と議会との関係	2 議会は、本会議のほか、すべての会議を原則公開とする。	取組状況	運用・条文に関する課題等	A B C
			3 議会は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第100条の2の規定による専門的知見の活用並びに法第115条の2(法第109条第5項において準用する場合を含む。)の規定による公聴会制度及び参考人制度を十分に活用して、その専門的識見、政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。	取組状況	運用・条文に関する課題等	A B C
			4 議会は、市民との意見交換の場を多様に設け、議員の政策立案能力を強化するとともに、政策提案の拡大を図るものとする。	取組状況	運用・条文に関する課題等	A B C
			5 議会は、市民からの請願又は陳情については、原則として政策提案と位置付け、その審議においては、請願者又は陳情者の意見を聞く機会を設けるように努めるものとする。	取組状況	運用・条文に関する課題等	A B C
			6 議会は、重要な議案に対する各議員の態度を議会広報で公表する等、議員の活動に対して市民の評価がなされるよう情報の提供に努めるものとする。	取組状況	運用・条文に関する課題等	A B C
			議会は、市民への報告及び市民との意見交換の場として、少なくとも年1回議会報告会を行うものとする。	取組状況	運用・条文に関する課題等	A B C
第7条	議会報告会		2 議会報告会に関することは、別に定める。	取組状況	運用・条文に関する課題等	A B C
			議会は、議決責任を深く認識するとともに、議案等を議決し、団体若しくは機関としての意思決定又は政策決定をしたときは、市民に対して説明する責務を有する。	取組状況	運用・条文に関する課題等	A B C
			2 議会は、議会運営に関し、市民に対して説明する責務を有する。	取組状況	運用・条文に関する課題等	A B C
			議会審議において議員と市長等は、次に掲げるところにより、緊張関係の保持に努めるものとする。	取組状況	運用・条文に関する課題等	A B C
			(1) 議会における議員と市長等との質疑応答は、論点及び争点を明確にして行うものとする。	取組状況	運用・条文に関する課題等	A B C

基本条例検討特別委員会 討議シート

章	条	見出し	条文	取組状況・運用・条文に関する課題等	検討結果
第4章 議会と行政の関係	第9条  市長等との関係の基本原則	(2) 議会における質疑応答は、一問一答の方式で行うことができる。	取組状況	運用・条文に関する課題等	A B C
		(3) 議会に出席を要請された市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問等に対して反問することができる。	取組状況	運用・条文に関する課題等	A B C
		(4) 議会に出席を要請された市長等は、議員修正案や議員提出議案に対して議長又は委員長の許可を得て、意見を述べることができる。	取組状況	運用・条文に関する課題等	A B C
		議会は、市長が提案する重要な政策について、議会審議における論点情報を形成し、その政策水準を高めることに資するため、市長に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。	取組状況	運用・条文に関する課題等	A B C
	第10条  議会審議における論点情報の形成	(1) 政策を必要とする背景	取組状況	運用・条文に関する課題等	A B C
		(2) 提案に至るまでの経緯	取組状況	運用・条文に関する課題等	A B C
		(3) 市民参加の実施の有無とその内容	取組状況	運用・条文に関する課題等	A B C
		(4) 他の自治体の類似する政策との比較検討	取組状況	運用・条文に関する課題等	A B C
		(5) 総合計画との整合性	取組状況	運用・条文に関する課題等	A B C
		(6) 財源措置	取組状況	運用・条文に関する課題等	A B C
		(7) 将来にわたる効果及び費用	取組状況	運用・条文に関する課題等	A B C

基本条例検討特別委員会 討議シート

章	条	見出し	条文	取組状況・運用・条文に関する課題等	検討結果
第4章 議会の運営	第11条	予算及び決算における政策説明	議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前条の規定に準じて、分かりやすい施策別又は事業別の説明を市長に求めるものとする。	取組状況	運用・条文に関する課題等 A B C
	第12条	監視及び評価	議会は、市長等の事務の執行について、監視する責務を有する。  2. 議会は、本会議における審議、議決等を通じて、市民に対して市長等の事務の執行についての評価を明らかにする責務を有する。	取組状況	運用・条文に関する課題等 A B C
	第13条	任意的議決事件	法第96条第2項の規定に基づく議会の議決事項は、別に条例で定める。	取組状況	運用・条文に関する課題等 A B C
第5章 自由討議の保障	第14条	議員間の討議による合意形成	議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員相互間の自由な討議を中心に運営されなければならない。	取組状況	運用・条文に関する課題等 A B C
			2. 議会は、本会議及び委員会において、議案の審議及び審査に当たり結論を出す場合にあっては、合意形成に向けて議員相互間の議論を尽くすよう努めるものとする。	取組状況	運用・条文に関する課題等 A B C
第6章 委員会	第15条		議会は、市政の諸課題を適正に判断し、専門性及び特性を活かした積極的な委員会運営に努めなければならない。	取組状況	運用・条文に関する課題等 A B C
			2. 委員会の運営に関し必要な事項は、別に条例で定める。	取組状況	運用・条文に関する課題等 A B C
第7章 法定外会議の設置	第16条	政策討論会	議会は、市政に関する重要な政策及び課題に対して、議員間の共通認識及び合意形成を図り、もって政策立案、政策提案及び政策提言を推進するため、政策討論会を開催することができる。	取組状況	運用・条文に関する課題等 A B C
	第17条	市民との意見交換会	議会は、市政の諸課題に柔軟に対処するため、市政全般にわたって、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換する会議を設置するものとする。	取組状況	運用・条文に関する課題等 A B C
	第18条	議員研修	議会は、議員の審議能力、政策形成能力及び立案能力の向上を図るため、議員の研修の充実に努めるものとする。	取組状況	運用・条文に関する課題等 A B C

**基本条例検討特別委員会 討議シート**

章	条	見出し	条文	取組状況・運用・条文に関する課題等		検討結果
第8章 議会及び 議会事務 局体制の 整備	第18条	研修会の開催	2 議会は、研修の充実に当たり、広く各分野の専門家、市民等との研修会を開催するものとする。	取組状況	運用・条文に関する課題等	A B C
	第19条	議会事務 局の充実	議会は、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の調査機能及び法制機能の充実を図るものとする。	取組状況	運用・条文に関する課題等	A B C
	第20条	議会図書 室の充実	議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実に努めるものとする。	取組状況	運用・条文に関する課題等	A B C
第9章 広報広聴 活動	第21条		議会は、議会活動に係る情報を市民に提供するため、議会広報を発行するものとする。	取組状況	運用・条文に関する課題等	A B C
			2 議会は、加東市ケーブルテレビを活用した議会中継に取り組むとともに、インターネット等情報通信技術の発達を踏まえた多様な手段を活用した広報活動に努めるものとする。	取組状況	運用・条文に関する課題等	A B C
			3 議会は、多様な市民の意見及び提案を把握するため、市民アンケート等の広聴活動の方策を講ずるよう努めなければならない。	取組状況	運用・条文に関する課題等	A B C
第10章 議員の政 治倫理、 定数及び 報酬	第22条	政治倫理 の確立	議員は、市民の代表として名誉と品位を損なう行為及びその地位を利用して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしてはならない。	取組状況	運用・条文に関する課題等	A B C
			2 議員は、その責務を正しく認識し、議会の一員として、その使命の達成に努めなければならない。	取組状況	運用・条文に関する課題等	A B C
	第23条	議員定数	議員定数は、別に条例で定める。	取組状況	運用・条文に関する課題等	A B C
			2 議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点及び他市との比較だけでなく、市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を十分に考慮するものとする。	取組状況	運用・条文に関する課題等	A B C
	第24条	議員報酬	議員報酬は、別に条例で定める。	取組状況	運用・条文に関する課題等	A B C

基本条例検討特別委員会 討議シート

章	条	見出し	条文	取組状況・運用・条文に関する課題等	検討結果
			2 議員報酬の改正に当たっては、行財政改革の視点及び他市との比較だけでなく、市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を十分に考慮するものとする。	取組状況  運用・条文に関する課題等	A B C
第11章 最高規範性及び見直し手続き	第25条	最高規範性	この条例は、議会における最高規範であって、議会はこの条例の趣旨に反する議会に関する他の条例、規則、告示等を制定してはならない。	取組状況  運用・条文に関する課題等	A B C
			2 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、この条例の研修を行わなければならない。	取組状況  運用・条文に関する課題等	A B C
	第26条	見直し手続き	この条例の施行後、議会は、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案して、議会運営に係る不断の評価と改善を行い、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。	取組状況  運用・条文に関する課題等	A B C